

令和元年分 住民税(市県民税) 申告相談

日程は16~17ページをご確認ください

令和2年1月1日現在、本市に住民票があり、申告が必要な方は最寄りの相談会場で令和元年中の収入などを申告してください(期間中は「確定申告」の相談も受け付けます)。 ※郵送での申告も可能です。

申告が必要な方

- 農業、商工業、不動産などの収入があった方
- 給与以外の収入(農業・年金など)があった方
- 年金以外の収入(農業・不動産など)があった方
- 医療費控除など年末調整で控除されていない控除を受ける方
- 国民健康保険に加入している方

・収入が無い場合でも必ず申告してください。申告しない場合、国民健康保険税の軽減措置が行われないなど、不利益を受けることがあります。
・確定申告用の納税証明書が必要な場合、運転免許証・公的医療保険の被保険者証などをお持ちのうえ、税務課、または各支所窓口係で証明書の交付を申請してください。

申告時必要書類等

- 印鑑
- 所得税の還付を受ける場合は、申告する方の預金通帳など口座情報がわかるもの
- 本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
- 個人番号確認書類(マイナンバーカード、通知カードなど)

収入関係

- 給与の源泉徴収票
- 公的年金の源泉徴収票
- 農業収支内訳書および収入、支出の金額などがわかるもの(領収書・預金通帳など)
- 生命保険などが満期で一時金収入がある場合、保険会社が発行した証明書

支出関係

- 生命、地震保険料の支払証明書
- 社会保険料などの支払証明書または領収書
- 医療費控除の明細書および領収書
- 障害者手帳(証明書)
- 寄附金控除を受けようとする場合は、寄附先が発行した領収書・控除証明書など

特殊な申告は税務署へ

以下の申告をする方は税務署へ相談してください。税務署で所得税の確定申告をする方は市への申告は不要です。

※確定申告書の控えに税務署の收受日付印が必要な場合は、宛名を記入し切手を貼った返信用封筒を用意してください。

- 青色申告
- 住宅の新築等で住宅借入金等特別控除の適用が1年目の申告
- 平成30年分以前の申告
- 外国税額控除の申告
- 相続または贈与に係る申告
- 譲渡所得などの分離課税の申告(給与や年金、農業などの総合課税の所得とは分離して税額を計算するもの)

〈例〉◆土地・建物の売却所得があるもの ◆株式等の譲渡損失があり前年分以前の損失を翌年以降に繰り越すもの ◆山林所得があるもの

申告相談日程表の 配布方法が変わります

これまでの通知公報での各戸配布から、今年度からは本庁税務課、および各支所窓口係への設置に変更させていただきます。

※申告相談日程表・市県民税申告書様式は、市ホームページからダウンロードできます。
トップページ > 市政情報 > 組織 > 税務課

事前集計を お願いします



申告会場が混雑した際に、

以下の書類を事前に作成された方を優先する場合があります

- ・令和元年中に支払った医療費金額の集計、および明細書(医療費控除の申告をする方)
- ・収支内訳書(営業、農業、不動産所得がある方)
- ・税引前の支払金額、所得税、住民税の集計(総合課税の配当所得のある方で支払通知書が多い場合)

待ち時間を軽減するため、昨年申告した方で申告が必要と思われる方には「市民税・県民税・国民健康保険税申告書」「申告の手引き」を1月末ごろに郵送します。「申告の手引き」を参考に自書で作成し、郵送で提出してください。作成が難しい場合はお気軽に申告会場で相談してください。

☎税務課 市民税係 ☎お太助フォン 42-5614 📠42-2130



専教寺 (高宮町) 本堂・納骨堂・山門

国登録有形文化財(建造物)登録

高宮町の浄土真宗本願寺派の寺院、専教寺の建物3棟が、令和元年12月5日(木)付で登録有形文化財(建造物)に登録されました。市内では福泉坊(吉田町)、日野家住宅(甲田町)に続き、3件目です。

本堂



寛政6(1794)年建立

本堂の外陣(礼拝する場所)正面の柱間が七間と大規模で、本尊がある内陣背後の後門など江戸時代後期真宗本堂の好例と評されました。

山門



大正3(1914)年建立

納骨堂



昭和20年代建立

納骨堂・山門は、市内を中心に県内で22以上の寺院を建立し、「昭和の名工」と称された西谷庄一氏(1878年~1965年)によるものです。

☎生涯学習課 文化財係 ☎お太助フォン 42-0054

「広報あきたかた」について ご意見をお聞かせください

受付

メールもしくは、本・支所へ設置してあるアンケート用紙に記入し、広報ご意見ポストへ投函してください。

懸賞付き
アンケート
協賛企業募集

広報あきたかたでは「懸賞付きアンケート」掲載に向け、市内外問わず、懸賞協賛企業を広く募集しています。申し込み、お問い合わせは総務課秘書広報室までご連絡ください。

総務課秘書広報室 ☎his yokouhou@city.akitakata.jp

「広報あきたかた」が もっと手軽に!

デジタルブックを採用

パソコンやスマートフォン、タブレットなどからも広報紙を閲覧できます。

閲覧の仕方

市ホームページの「トップページ > 広報・刊行物 > 広報あきたかた」の中に、リンクがありますので、そこからアクセスしてください。下記QRコードを読み込むことでもアクセスできます。

